

# 富山赤十字病院開放型病床

## 利用の手引き

平成11年5月1日 実施  
平成15年4月1日 一部改正  
平成16年3月1日 一部改正  
平成19年4月1日 一部改正  
平成20年4月1日 一部改正  
平成21年4月1日 一部改正  
平成22年4月1日 一部改正  
平成25年12月6日 一部改正  
平成28年4月1日 一部改正  
平成30年4月1日 一部改正  
平成31年2月1日 一部改正  
令和 7年11月19日 一部改正

富山市医師会  
射水市医師会  
富山赤十字病院

◎ 病院案内

1. 病院の名称 富山赤十字病院 (電話 076-433-2222)
2. 所在地 〒930-0859 富山市牛島本町2丁目1番58号
3. 設置主体 日本赤十字社
4. 病床数 401床
5. 診療科 内科 腎臓・感染症内科 糖尿病・内分泌内科 血液内科 神経内科  
呼吸器・アレルギー内科 消化器内科 循環器内科  
精神科（高令心療科）小児科 外科 整形外科 脳神経外科  
呼吸器外科・心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科  
耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科  
病理診断科 歯科口腔外科
6. その他 訪問看護ステーション（平成8年11月設立）  
地域包括支援センター（平成18年4月設立）  
ケアプラン事業所（平成18年4月設立）

## I 登録医

- 1 登録医とは富山赤十字病院開放型病床を利用するため、登録医申請書（様式1号）により、病院に届出た富山市医師会及び射水市医師会の会員を指します。
- 2 登録の手続き
  - (1) 登録医申請書（様式1号）に必要事項を記入し、富山市医師会及び新湊市医師会事務局に提出します。
  - (2) 所属医師会長の推薦を受け、病院長に提出します。
  - (3) 病院より、登録医証明書（様式3号）を交付します。
- 3 登録医となれば、以後更新の必要はありません。ただし、富山赤十字病院開放型病床運営委員会において、不適当と判断された場合は、登録が末梢されることがあります。
- 4 登録医が脱退を希望する場合は、文書（様式適宜）で病院長に届出ください。

## II 開放型病床の内容

- 1 開放病床は10床とし、6階西病棟635号室（1床）6階西病棟636号室（1床）7階西病棟736A号室（1床）737号室（1床）、7階東病棟707号室（1床）7階東病棟708号室（1床）8階東病棟805号室（1床）・806号室（1床）、8階西病棟835号室（1床）837号室（1床）とします。
- 2 患者を受け入れる診療科は原則として、内科、外科、整形外科、小児科とします。

## III 入院形式

- 1 登録医が主治医となり、病院医が副主治医となります。主たる診療は、病院医が行うことになります。
- 2 入院は原則として予約とします。

## IV 入院手続き

- 1 登録医は、開放型病床入院申込書（様式2号）を患者支援センター FAX（076-433-2493）に送信ください。電話の場合は（076-433-2492）へ必要事項をお知らせください。
- 2 病院で入院可能か協議のうえ、開放型病床入院決定書（様式4号）をFAXで登録医に送ります。止むを得ず受け入れできない場合は、電話連絡いたします。
- 3 登録医は、入院決定書に基づき患者に入院の指示をして下さい。  
このとき、患者に開放型病床を利用した場合の共同指導料等の費用の負担について説明し、承諾書（様式7号）をもらってください。
- 4 患者は指示された日時に来院し、初診受付へ開放型病床入院申込書を提出してください。

- 5 時間外入院の場合は、当直医と協議して下さい。
- 6 入院期間は原則として1ヶ月以内とします。
  - (1) 入院が1ヶ月以上になる場合は、開放型病床から原則的にはずします。
  - (2) 病床数の10床を超えた場合は、紹介患者入院となります。
- 7 入院事務手続きに必要なもの
  - (1) 開放型病床入院申込書(様式2号)
  - (2) 開放型病床入院承諾書(様式7号)
  - (3) 保険証
  - (4) 公費医療受給者証(該当者の方のみ)
  - (5) 印鑑

## V 診療

- 1 登録医は、2階の地域医療連携室にある登院簿(様式5号)に登院月日・時間等を記入し、病院の用意する白衣、名札を着用して下さい。
- 2 登録医は、主治医となりますので週一回以上は登院することが望されます。
- 3 患者の診療方針については、登録医・病院医間で充分に協議し、連携して診療にあたります。
- 4 登録医は、診療後診療録に必要事項を記録して下さい。  
投薬・検査等の指示を希望する場合は、病院医に確認し、看護師に指示して下さい。  
※ 電子カルテの記録は、病院医が行います。
- 5 患者に突発的な事態が生じたときは、病棟師長は、病院医に連絡し指示を受けます。  
病院医が不在のときは、登録医に連絡し指示を受けます。両者不在のときは、開放型病床診療部長の指示を受けます。
- 6 登録医の診療時間は、原則として午前9時から午後5時までとし、午後5時以降や土曜日、日曜日、祝日等に来院される場合は、あらかじめ病院医か病棟師長に連絡して下さい。
- 7 登録医は、不在が予想される場合は、病棟師長に連絡方法を明らかにしておいて下さい。

## VI 退院・転科及び転床

- 1 患者の病状に応じ、登録医と病院医との協議により一般病床へ一時的に転床することができます。また、開放病床へ戻るときも両者の協議により行います。
- 2 患者の退院は、登録医と病院医との合意により決定します。

## VII 施設の利用

- 1 病院内の施設器具を使用するときは、病院の規則に従ってください。

## VIII 診療報酬

- 1 登録医の診療報酬

登録医は、開放型病院に赴いて、入院している患者を病院医と共同して診療した場合に、患者1人1日につき1回開放型病院共同指導料（I）が算定できます。

- 2 病院の診療報酬

病院は、紹介された患者を開放型病床において登録医と共同して診療した場合に、開放型病床共同指導料（II）が算定できます。  
(指定された病室以外では、算定できません)

## IX 医療事故

開放型病床における医療事故については、病院医と登録医が協力して処理にあたります。費用等については、病院の一般患者と同様に扱います。

ただし、登録医が病院長に相談しなかった医療行為により生じた事故については、病院は、登録医に対し求償権を保有することになります。

## X 運営委員会

- 1 開放型病床の運営管理に関し、必要な事項を協議するために運営委員会を設けます。
- 2 運営委員会は、医師会4名、病院5名の委員で構成し、委員長は、富山市医師会とします。
- 3 委員の任期は、2年で再任を妨げません。
- 4 年1回の定例会のほか、必要な都度臨時会を開催いたします。
- 5 事務局は、富山赤十字病院患者支援センターにおきます。

## X I 登録医としての留意事項

- 1 登録医は病院の規則を遵守してください。
- 2 開放型病床における症例について、症例検討会を開催し、研鑽に努めることが義務づけられています。
- 3 診療にあたっては病院医と登録医で充分に協議して下さい。